

諮問庁：独立行政法人医薬品医療機器総合機構

諮問日：平成28年4月20日（平成28年（独情）諮問第39号）

答申日：平成28年9月20日（平成28年度（独情）答申第30号）

事件名：特定的一般競争入札における予定価格等が分かる資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，異議申立人が開示すべきとする部分のうち，別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成27年11月7日薬機発第1117002号ないし第1117006号により独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，予定価格や入札基準価格，入札金額といった金額に関わる不開示部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての趣旨は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

機構によると不開示部分は，法5条2号イに該当し，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしている。しかし，厚生労働省のホームページで公表されている「平成25年行政事業レビューシート（厚生労働省）」は，原処分のうちの1件で開示決定された入札結果の落札率を公にしておりこの落札率から予定価格はおのずと判明する。すでに公表した情報があるにもかかわらず，それを精査せずに不開示とした原処分には正当性がない。また，入札の仕様書の内容は毎回異なっており，予定価格を開示したところで，業者を利して機構を害するといったおそれは生じない。さらに，業者の入札額の一部が不開示とされたが，これを不開示とする理由は見当たらない。国の補助金を受けた事業の入札でもあり，これらの不開示部分は納税者である国民

の知る権利のもと、明らかにされるべきだ。

(2) 意見書

機構は、異議申立人の異議申立てについて、「本件入札は特殊性が高く、予定価格を大幅に変動させるような状況変化の可能性が低いため、将来における契約の予定価格を類推させ、財産上の利益を害する可能性を否定できない」と反論する。

しかし、「予定価格を大幅に変動させるような状況変化の可能性が低い」との機構の主張にはなんの根拠もない。本件入札は「診療報酬明細書が有する情報の電子化データ」であるが、現在、官民ともにこうしたデータの利活用が広がっており、データの収集・販売業者が増えているなど、データの市販価格は今後、変動していく可能性は高い。現実には、機構の主張と異なる状況にある。

また、行政事業レビューでは効率的な行政の実現を目指す観点から、このうち1件の入札の落札率を公表しているところである。しかし、機構が主張するように、予定価格の公表が財産上の利益を害するおそれがあるのであれば、行政事業レビューでも落札率を公表できないはずである。行政事業レビューでは公表し、情報公開請求には公表できないとする機構の対応は二重基準といえる。

今回請求対象とした入札の事業は、いずれも国費が投入されている。国民の知る権利や行政効率化の観点から、予定価格についても開示されるべきだと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件異議申立ての経緯について

本件異議申立ては、法3条に基づく本件対象文書の開示請求に対し、機構が原処分を行ったところ、異議申立人から原処分の取消しを求めて提起されたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 異議申立人の主張について

(ア) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、機構が行った原処分について、不開示とされた箇所の開示を求めるものである。

(イ) 異議申立ての理由

異議申立人は、本件開示請求の対象文書で不開示としている「予定価格」については、厚生労働省ホームページ上で公表されている「平成25年行政事業レビューシート」において、平成24年11月9日開札の一般競争入札における落札率を公表していることから、当該開札における予定価格が判明するため、予定価格を不開示とす

る正当性がないとする。加えて、入札における仕様書の内容は毎回異なっており、予定価格の開示により不当に業者を利して、機構の業務を害するおそれは無いとする。

また、不開示としている「入札金額」の最終入札金額を除く部分について、国の補助金を受けた事業に関する入札であり、国民の知る権利の対象として開示すべきと主張している。

イ 原処分の妥当性について

(ア) 機構の開示処理における方針について

機構における開示処理については、第三者にあたる入札参加企業に意見の照会を行った上で、法5条1号及び2号イで定める部分を不開示情報と決定し、法人文書開示の諸手続きを行ったところである。

(イ) 異議申立人の主張に対する機構の主張

機構会計規則実施細則では、公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限り予定価格を公表するとしている。本件入札の対象は特殊性が高く、予定価格を大幅に変動させるような状況の変化が生じる可能性が低いため、将来における同一、あるいは類似の契約の予定価格を類推させ、機構の契約事務に支障を生じ、財産上の利益を害する可能性を否定できない。

また、行政事業レビューは各府省が、実施された事業について必要性、効率性、有効性の観点から自ら点検を行い、その結果を行政事業レビューシートとして公表し、もってより効率的、効果的な行政の実現を目指すことを目的として実施するものである。その手続及び目的の限度で落札率が公表されたとしても、このことをもって、直ちに一般的な公表慣行が認められると解することはできず、情報公開手続においては、当該事案において個別に判断されるべきである。

入札価格の最終入札金額を除く部分については、第三者に意見照会を行ったところ、企業の個別調整事項であり、情報開示により不利益が生じるとの回答を得たため、機構ではこれを正当と判断し、不開示としたものである。

(3) 結論

以上より、異議申立人の主張はいずれも失当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきものとする。

2 補充理由説明書

上記1の理由説明書について、以下のとおり説明を補充する。

(1) 理由説明書について説明を補充する趣旨について

上記1の理由説明書では、(2)イ(ア)において、「法5条1号及び2号イで定める部分を不開示情報と決定し」とのみ述べており、不開示とした情報とその根拠となる法の条項との関係につき説明していなかった。また、原処分の文書において法の適用条項に一部誤記があることが判明した。

このため、この補充理由説明書において、上記の点について説明するものである。

(2) 各不開示情報と不開示の根拠とした法の条項との関係等について

ア 予定価格及び入札基準価格について不開示とした部分には、それぞれ予定価格となる金額及び入札基準価格（参考：予定価格の税抜価格である。）となる金額が記載されている。これら予定価格等の情報は、公にすることにより、今後の同種の入札において予定価格を類推されるおそれがあることに加え、予定価格の算出基準が類推されることにより、当機構の入札一般について予定価格が類推され、公正な競争により形成されるべき適正な価格での契約が困難になるなど、契約事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあり、当機構の財産上の利益を害するおそれがあることから、法5条4号二に該当し、不開示とした。

また、当機構会計規程実施細則第38条(7)において、予定価格を公表する場合は、「公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。」と規定されており、この定めは、国の財務省通知（「公共の調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）と同様となっている。このことから、当機構が、当機構の定めた規定に従い、不開示としたことは妥当であると考えている。

厚生労働省の行政事業レビューにおいて、支出額と落札率が公表されているが、本データについては、主務官庁である同省からの要請を受けて同省に提供したものであり、本データの公表は政府の方針に基づく行政事業レビューの趣旨を踏まえて、同省による判断で公表されたものであると承知している。

なお、行政事業レビューシートで公表されている情報により、支出額／予定価格＝落札率の関係から、予定価格が類推できるところであるものの、支出額が百万円単位である等、同シート上の支出額を同シート上の落札率で除した額が必ずしも正確な予定価格となるものではない。

イ 入札金額について不開示とした部分には、入札者による入札金額（落札額を除く。）が記載されている。これら入札金額の情報は、当

該事業者における営業活動に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため、不開示とした。また、当該事業者からも、開示について反対の意見書が提出されている。なお、入札者名については、1者応札であり、落札者だけが入札者であるため、不開示とした部分がないものである。

ウ その他、入札責任者、補助者及び立会者並びに出席者及び担当について不開示とした部分について、異議申立人からは非開示部分の取消しは求められていないが、参考までに説明する。

(ア) 入札責任者、補助者及び立会者について不開示とした部分には、当機構の職員の氏名が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号に該当する。この場合において、これらの職員が入札業務に従事していることを公にすることにより、今後の当機構の入札に関し、これらの職員に対する働き掛けの危険性が高まり、入札業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの法5条4号ニに該当する情報を公にすることとなることから、法5条1号ハに該当しない。以上のことから、これらの情報は、法5条1号に該当し、かつ、同号イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(イ) 出席者及び担当について不開示とした部分には、入札者名に記載された法人（株式会社）の職員の氏名が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成28年4月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月10日 | 審議 |
| ④ 同月30日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年8月2日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月22日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同年9月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる法人文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書のうち、「企業担当者氏名」及び「機構担当者氏名」については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個

人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、また、「予定価格（入札基準価格）」及び「入札金額（最終入札回を除く。）」については、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イに該当するとして不開示とし、その余の部分は開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の不開示部分のうち、予定価格や入札基準価格、入札金額といった金額に関わる不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）に係る処分の取消しを求めている。

諮問庁は、原処分における法の適用条項を変更した上で、本件不開示部分を不開示としたことは妥当であるとしているので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 予定価格（入札基準価格）について

ア 諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、上記第3の2（2）アのとおり説明する。

イ 異議申立人は、異議申立書及び意見書において、本件入札については、厚生労働省の行政事業レビューにおいて、一部の入札について落札率が公となっているとしているので、当審査会事務局職員をして確認させたところ、異議申立人の説明のとおりであった。

ウ そこで検討するに、落札価格及び落札率から予定価格が算出されることは明らかであるところ、落札率を公表することは、予定価格を公表することと同意であると解される。

そうすると、予定価格を公表すると今後の本件入札や同種の他の入札においてこれら価格が類推される等により、公正な競争により形成されるべき適正な価格での契約が困難になるなど、契約事務の適正な遂行に支障を来たすおそれがあるとの諮問庁の説明は、落札率の公表が入札の一部に限られることを考慮しても直ちに首肯することはできない。

エ そこで、諮問庁に対し行政事業レビューにおいて落札率が公表されていることについて説明を求めたところ、以下のとおりであった。

厚生労働省の行政事業レビューにおいて、支出額と落札率が公表されているが、本データについては、主務官庁である同省からの要請を受けて同省に提供したものであり、本データの公表は政府の方針に基づく行政事業レビューの趣旨を踏まえて、同省による判断で公表されたものであると承知している。また、行政事業レビューシートで公表されている情報により、 $\text{支出額} / \text{予定価格} = \text{落札率}$ の関係

から、予定価格が類推できるところであるものの、支出額が百万円単位である等、同シート上の支出額を同シート上の落札率で除した額が必ずしも正確な予定価格となるものではない。

オ 上記の諮問庁の説明について検討する。

行政事業レビューは、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図ることを目的として行われており、結果については公表することとされている。このため、諮問庁が厚生労働省に対して支出額及び落札率のデータを提供する際には、これらのデータが公表されることを承知していたと解される。

また、諮問庁は、落札価格については自ら公表しているところ、行政事業レビューにおいて落札率が公表されると、おのずと予定価格が明らかになると認められる。諮問庁は、支出額が百万円単位であることと等を理由として、公表された落札率等からは正確な予定価格とならないと説明するが、そのことを考慮したとしても、予定価格等の情報を公にすると、今後同種の入札において予定価格を類推されるおそれがあることに加え、予定価格の算出基準が類推されることにより入札一般について予定価格が類推され、公正な競争により形成されるべき適正な価格での契約が困難になるなど契約事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあり、財産上の利益を害するおそれがあるとの諮問庁の説明を是認することはできない。

カ 以上のことから、当該部分は、法5条4号二に該当せず、開示すべきである。

(2) 入札金額（最終入札金額を除く。）について

ア 諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について以下のように説明する。

当該部分は、第三者に意見照会を行ったところ、企業の個別調整事項であり、これを公にすると不利益が生じるとの回答を得たため、これを正当と判断し、法5条2号イに該当する。

イ そこで検討するに、当該部分には、各回の入札金額が記載されており、最終入札の金額は開示されているが、入札が不調となったその他の回について不開示とされていることが認められる。そうすると、最終入札の金額以外は、企業の個別調整事項であり、これを公にすると当該企業に不利益が生ずるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ及び4号ニに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙2に掲げる部分は、同号ニに該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号イに該当し、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

一般競争入札「診療報酬明細書が有する情報電子化されたデータ及びレセプトデータセット及びレセプトデータセットの検索・集計ツール」（平成26年3月20日開札）及び「診療報酬明細書が有する情報の電子化されたデータ一式」（平成25年3月1日，平成24年11月9日，平成23年8月24日及び平成22年11月5日開札）で独立行政法人医薬品医療機器総合機構が設定した予定価格や最低制限価格のほか，入札に参加した業者の名称や各入札額，落札額（もしくは落札率）がわかる資料の全て

別紙 2

予定価格（入札基準価格）